

青森県報

第二千六百九十号

平成十八年
十月十日

(火曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉課) 一
生活保護法による医療機関の指定.....	(同) 一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出.....	(同) 一
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出.....	(同) 二
生活保護法による指定施術者の住所並びに施術所の名称及び所在地変更の届出.....	(同) 二
道路の区域の変更.....	(道路課) 二
建設業者の許可の取消し.....	(青森県土整備事務所) 三
選挙管理委員会	
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表.....	(事務局) 三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出.....	(同) 四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出.....	(同) 四
平成十八年九月八日定例公告中.....	(経理課) 四

告

示

青森県告示第七百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
小関耳鼻咽喉科診療所	青森市本町五丁目四の二	平成一六・七・三
あおぞら薬局	八戸市大字白銀町字浜崖七の六〇	"
みちしり調剤薬局	三戸郡三戸町大字二日町一の一	一六・八・三
天野胃腸科内科医院	八戸市城下四丁目一三の一	一六・九・一
石亀歯科クリニック	三戸郡三戸町大字川守田字関根川原八五の一	一六・八・三
下田薬局	上北郡七戸町字七戸五六の一	一六・九・一

青森県告示第七百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
あおぞら薬局	八戸市大字白銀町字浜崖七の六〇	平成一六・八・一
沖館薬局新町店	むつ市新町一三の五一	"
下田薬局	上北郡七戸町字七戸五六の一	一六・九・一

青森県告示第七百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	美保野病院	八戸市大字大久保字大山三 一の二	平成一六・七一
変更後	総合リハビリ美保野病院		

青森県告示第七百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	事業所名称	事業所所在地	変更年月日
変更前	明倫 有限会社	八戸市小中野六 丁目一八の二	平成 一六・八三
変更後	訪問看護ステーション 結	八戸市吹上二丁 目一〇の九 八戸市小中野三 丁目二五の七	

青森県告示第七百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所並びに施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	白取 秀章	黒石市末広三 の三	白取整骨院	黒石市末広三 の三	平成 一六・五八
変更後		青森市大字奥 内字宮田一			

青森県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十一月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	三沢十和田線	三沢市中央町二丁目三の三四から三沢市中央町三丁目二の二二まで			前 一〇〇・二〇メートルから 後 一〇〇・五〇メートルまで	四一〇・六〇メートル	四一〇・六〇メートル	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 兼平砂利店
- 二 氏名 兼平 清
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字女鹿沢字東早稲田四五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一五）第一六七八一号
- 五 取消年月日 平成十八年九月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年八月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山田武美後援会	山田 榮次郎	新堂義之	上北郡東北町大字上野字北谷地四の一	平成 一六・九・一
伊藤良二後援会	伊藤良二	伊藤花江	つがる市木造照日一四の二	一六・九・七
市川としみつ後援会	高山勇蔵	市川仁美	上北郡東北町大字大浦字寒水二一の九	一六・九・三
うるしはた善次郎後援会	川村慎一	漆畑武志	十和田市大字法量字谷地端六	一六・九・三
花田あきひと自由ヶ丘地区後援会	磯部松夫	梅原 茂	青森市自由ヶ丘二丁目六の一	一六・九・三
ふじの公孝青森県陸運関係後援会	菊池武弘	西塚和夫	青森市大字浜田字豊田一三九の二一	一六・九・三
小屋敷孝後援会	山田俊之	接待純一	八戸市湊高台二丁目一五の二	一六・九・三

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
三浦たかひろ後援会	代表者	淡路 正雄	黒澤 弥寿男	平成一六・九・七
稲葉好彦後援会	会計責任者	福士 和弘	中村 浩治	一六・九・三
三戸昭男後援会	会計責任者	柴谷 安昭	成田 洋一	一六・九・三

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年十月十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
伊藤良二後援会	平成一六・九・七	平成一六・九・七

伊藤彰亮後援会

一六・九・五

一六・九・元

正 誤

経 理 課

発行年月日 平成一六・九・八 第二六七七号	区 分 公 告	ペー ジ 段 四 下 二 行	誤	午後一時三十分	午前十時
-----------------------------	------------	-------------------------	---	---------	------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭